

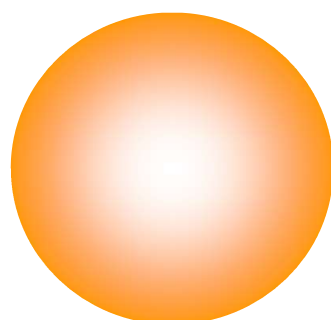
【平成30年度】

（世帯用）



# 大田市自主防災マニュアル 【保存版】

## 災害への備えと対策



地震や風水害などの自然災害が発生すると人間の力ではどうすることもできないときがあります。しかし、みなさんが予防対策をすることで被害を減らすことはできます。そのためには、いざ災害が起きた時に何が必要か。みなさんが日ごろから災害の正しい知識を身につけ、あらかじめ災害時に必要なもの・情報を備えておくことが大切です。

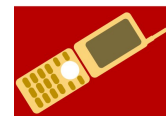
この防災マニュアルは、大田市で想定される風水害、震災等に対する日頃からの備えについてよく理解し、災害を未然に防止したり、災害が起きても被害を最小限にとどめられるよう身の回りの対策を考えてもらうための手引書です。

# も く じ

災害時の緊急連絡先・問い合わせ先.....	1
災害を予防するために .....	2
1. 災害別の身を守る行動マニュアル.....	4
(1) 地震災害を防ぐために.....	4
(2) 津波災害を防ぐために.....	6
(3) 風水害を防ぐために.....	8
(4) 土砂災害を防ぐために.....	10
2. 我が家の防災点検シート.....	12
(1) 災害に備え、備品を準備しましょう .....	12
(2) 災害時に備える事前に家族と話し合っておきましょう .....	13
(3) 災害時の連絡方法を知っておきましょう.....	14
(4) 避難行動要支援者に対する対策をしておきましょう .....	14
(5) 被災した際の支援制度を把握しておきましょう .....	14
3. 避難行動の手引き.....	18
(1) 緊急時の避難情報を確認しよう.....	18
(2) 自分たちの避難場所を確認しよう .....	19
(3) 災害別に自主的事前避難場所・緊急一時避難場所を確認しよう.....	20



## 災害時の緊急連絡先・問い合わせ先



大規模災害時は早急な対応が困難な場合があります。  
日頃から地域で自主防災活動に取り組み、災害発生時には助け合いましょう。

緊急時連絡先	住 所	電 話	対応時間	役 割
大田市役所	大田町	(0854) 82-1600	24時間	大田市防災総合窓口
大田市役所 温泉津支所	温泉津町	(0855) 65-3111	24時間	温泉津町防災総合窓口
大田市役所 仁摩支所	仁摩町	(0854) 88-2111	24時間	仁摩町防災総合窓口
大田市上下水道部 (大田市役所内)	大田町	(0854) 82-1600	24時間	水道の断水
大田消防署	大田町	<b>119番</b> (0854)82-0650	24時間	火災・救助・救急(車) 水防活動
西部消防署	温泉津町	<b>119番</b> (0855)65-2211	24時間	火災・救助・救急(車) 水防活動
大田警察署	長久町	<b>110番</b> (0854)82-0110	24時間	警察への事件 事故の急報
大田警察署 温泉津広域交番	温泉津町	<b>110番</b> (0855)65-0110	24時間	警察への事件 事故の急報
浜田海上保安本部	浜田市	<b>118番</b> (0855)27-0770	24時間	海の事件 事故の通報
中国電力	出雲営業所	旧大田市・旧仁摩町 0120-311-950	24時間	停 電
	浜田営業所	旧温泉津町 0120-312-802		
NTT西日本	-	<b>113番</b> 0120-444-113	24時間	電話故障等

# 災害を予防するために

～地域ぐるみの自主防災のすすめ～

## 1. 自分たちのまちを自分たちで守りましょう

昨今の多発する大震災では、一瞬にしてライフラインが断たれ、大規模な建物の倒壊や火災の発生により防災機関が十分に機能できないケースが少なくありません。その一方で、住民の皆さんが自主的に協力しながら、災害を最小限に食い止められたケースもあります。

大災害が起こると、特に初動時において、すべての地域に防災活動が十分に対応できないことがあります。そんなとき、自分や家族、自分たちのまちを守るために必要な正しい知識や災害時に迅速に対応できる準備を日頃から備えておくことが重要な役割をもってきます。

## 2. 自治会・町内会や地域のグループなどのネットワークを生かし、自主防災組織づくりをはじめましょう

自主防災組織とは、地震や風水害などの災害が発生したとき、自分たちの安全を守り、被害を最小限にとどめるためのものです。自治会・町内会や地域のグループなどのネットワークを生かして自主防災組織をつくり、参加し、地域ぐるみで協力して、災害に強いまちづくりに取り組みましょう。



## 3. それぞれの地域にあった自主防災マニュアルをつくりましょう

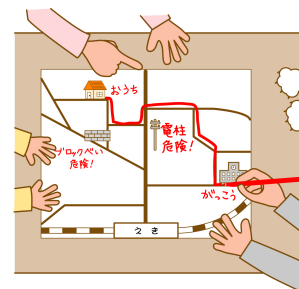
いざ災害が起きたとき、地域の自治会・自主防災組織が、家族や地域の人たちを守るため、すばやく効果的に活動できるためには、防災活動に必要な様々な情報・資料を整理し、地域にあった自主防災マニュアルを作成し、備えておくことが必要です。

自分たちのまちの周りで起こりそうな災害と必要とされるもの・情報を予想し、それに従って自主防災マニュアルの内容を決めていくようにします。

また、地域の自主防災マニュアルを作成するときは、日ごろからまちの様子をよく知っておくことが大切です。特に、高齢者や乳幼児、障がい者や外国人など、身体や言葉にハンデのある人たちの存在も把握しておき、緊急時には住民全員が安全に避難できることを考えておくことが大切です。

あわせて、地域の中で危険だと思われる場所を調査して、防災マップを作っておくと役に立ちます。

日頃から地域の防災情報に備え、積極的な防災活動を通じて、正しい防災の知識を学び、非常時に落ち着いて行動できるように心掛けましょう。





#### 4. 正しい防災知識を把握し、防災訓練を行うことで、実践での動きを覚えましょう

実際に災害が発生したとき、何をすればよいのか、どこに避難すればよいのか、スムーズに行動できるためには、地域の自主防災マニュアルをつくるだけでなく、災害時に火を出さない方法や消火の仕方、応急手当の心得など正しい防災知識を学ぶとともに、日ごろから、防災訓練によって身体で覚えておくことが必要です。

防災訓練を定期的に行い、災害が起こったときに一人ひとりが正しく行動できるよう、経験しておく機会をつくるようにしましょう。



#### 5. 備えましょう、非常時の必要物資

大規模な災害時には、交通網が寸断され、救援部隊の到着には時間がかかります。各家庭で非常持出品を備え、事態に合わせてすぐ運べるようにしておくことが大切です。

特に、ライフラインが断たれた時に、生活していくことができるよう、最低3日間くらいは自給自足できる程度の食料品や水、燃料などを常備しておきましょう。



# 1. 災害別の身を守る行動マニュアル

## (1) 地震災害を防ぐために

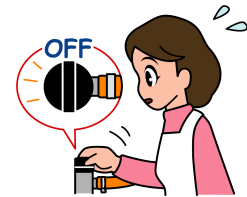
### ① ぐらっときたら、まずは身の安全を確保する

地震の揺れがきたら、倒れやすい家具のそばからはなれ、丈夫なテーブルや机の下などに避難し、頭部を座布団やクッションなどで保護するなど、身の安全を確保してください。



### ② 揺れがおさまったら、すばやく火の始末をしよう

地震が発生した際の火の始末は、火災を防ぐ重要なポイント。揺れがおさまったら落ち着いて火の始末をしましょう。



### ③ 扉や窓を開けて脱出口を確保しよう

地震によって建物が歪み、出入り口が開かなくなる場合があります。いち早く扉や窓を開け、建物に閉じ込められないように注意しましょう。



### ④ 室内のガラスの破片に注意

地震の後、最も多いケガはガラスの破片などによる切り傷。裸足で歩き回らずスリッパなどをはいて行動するようにしよう。あらかじめ各部屋にスリッパを用意しておくことも大切です。



### ⑤ 協力しあって応急救護

ケガ人が出た場合は、すぐに助けを呼び、隣近所で協力しあって応急救護をしましょう。



### ⑥ 正しい情報を聞こう

防災行政無線やテレビやラジオなどの正しい情報を聞き、デマでパニックに陥ることのないように注意しましょう。



### <地震の震度>

震度 0	人体には無感。地震計にしか感じない。
震度 1	敏感な人や静止している人が感じる。
震度 2	障子や戸がわずかに揺れる。
震度 3	家屋や木々が揺れる。
震度 4	花びんなどが倒れる。
震度5(弱)	食器類や書籍が落ち、家具が移動し、窓ガラスが割れることもある。
震度5(強)	テレビが台から落ち、重い家具や自動販売機が倒れることがある。
震度6(弱)	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損。落下する。
震度6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。
震度 7	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。

## 地震災害

### <地震災害の避難行動はここに注意！>

- まず身の安全を(ケガをしたら火の始末や避難が遅れてしまいます。家具の転倒や落下物には十分な対策を)
- 狭い路地やブロック塀には近づかない(ブロック塀や自動販売機は倒壊の恐れが。すばやく避難を)
- 避難は徒歩で(マイカーでの避難は危険なうえ、緊急出動の障害に。ルールを守る心のゆとりを)

## (2) 津波災害を防ぐために

### ① 地震を感じたら、海岸を離れ、高台などの安全な場所へ避難しましょう

津波被害が予想される地域では、強い地震や長い時間の揺れを感じたら、地震発生と同時に海岸から離れ、高台などの安全な場所へ避難するのが原則です。

大田市防災ハザードマップ※により、自分の家が津波の恐れがあるかどうか確認しておきましょう。

※大田市防災ハザードマップ：津波の発生のおそれがある場合、避難の目安となる10m以下の部分や津波浸水想定区域、また、避難情報などの各種情報を分かりやすく示した図面



### ② 津波警報などの津波情報に注意しましょう

地震発生後2～3分程度で津波警報などがラジオ、テレビなどにより発表されます。津波の高さは地震の規模や起こり方によって違いがあります。また、警報などが発表されないときでも津波がくる前ぶれとして、水が急に引いたりすることがあるので、そのときは速やかに避難しましょう。また、津波注意報の段階でも、大きな津波になる恐れがあるので、海水浴や磯釣りは危険なので行わないようにしましょう。

分類	とるべき行動	発表される津波の高さ
<b>＜特別警報＞</b> 大津波警報	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。	10m～
		5m～10m
		3m～5m
津波警報		1m～3m
津波注意報	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除になるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	20cm～1m

### ③ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで注意しましょう

津波は繰り返し襲ってきます。1回目が最大であるとは限らないので、警報、注意報などが解除されるまで海岸に近づかないようにしましょう。

**津波注意！！**



## 津波の怖さを知ろう。

### ● 津波の速さはジェット機なみ

津波の速度は海が深くなるほど速く、津波が海を伝わる速さはジェット機なみになります。海岸近くでも秒速10m程度で、これは津波が見えてからではとても逃げ切れない速さです。

### ● 津波の高さは想像以上

津波の高さは海岸の地形などに大きく左右されますが、沿岸での津波の高さが1mでも津波はその数倍から、場合によっては10倍程度の高さになり大きな被害を出します。

### ● 引き潮がなくても津波は襲ってくる

津波の前には潮が引くと言われますが、引き潮が必ずあるとは限りません。地震の起こり方や、震源付近の地形によって引き潮が起こらないこともあります。

## 津波災害

### <津波災害の避難行動はここに注意！>

- 小さな揺れでも油断禁物(小さな揺れでも大津波の危険性があります)
- 高い場所に避難する(海岸から離れ、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう)
- 津波は繰り返してくる(津波は2回、3回と襲ってきます。波が落ち着くまでは注意しましょう)

### (3) 風水害を防ぐために

#### ① 台風、大雨のときは、注意報・警報・特別警報に注意しましょう

注意報は、災害がおこるおそれがあることを注意する予報です。警報は、重大な災害がおこるおそれがあることを警告する予報です。警報の発表基準をはるかに超えることが予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に『特別警報』を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

台風、大雨のときはラジオやテレビ、市の広報などの気象情報に注意しましょう。

また、大田市防災ハザードマップ<sup>※1</sup>等により、自分の家が浸水想定区域<sup>※2</sup>内にあり水害の恐れがあるかどうか確認しておきましょう。

※1 大田市防災ハザードマップ：浸水想定区域などの浸水情報や避難情報などの各種情報を分かりやすく示した図面

※2 浸水想定区域：洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域と区域内の浸水深さを示した図面  
(静間川、三瓶川、潮川、福光川の4河川で作成)



#### ② 風・雨の強さと被害

##### ○風の強さと被害

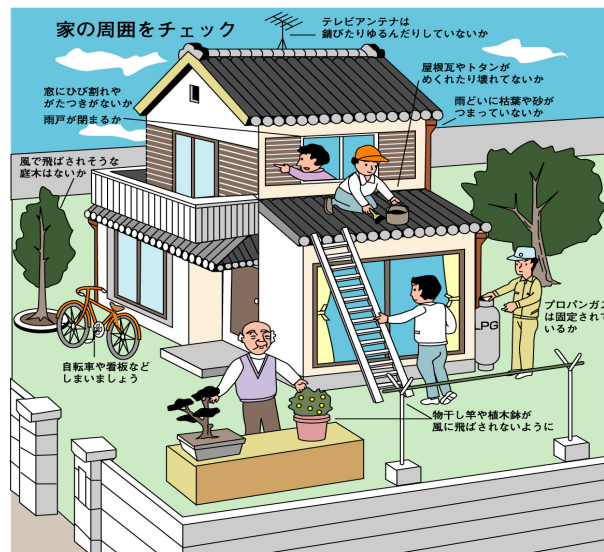
##### ○雨の強さと被害

平均風速 (m/秒)	想定される被害	1時間雨量 (mm)	想定される被害
10以上～15未満	風に向かって歩きにくい。 取付不完全な看板やタ ン板が飛ぶ	10以上～20未満	ザーザーと降る。雨の音で 話し声が聞き取れない
15以上～20未満	風に向かって歩けない。高 速道路で通常速度での運 転が困難	20以上～30未満	どしゃ降り。下水や小川が あふれ、小さながけ崩れが 発生
20以上～25未満	物につかまって立たないと 転倒する。飛来物でガラス が割れる	30以上～50未満	バケツをひっくり返したよう な雨。がけ崩れが起こりや すい
25以上～30未満	立ってられない。車の運 転は危険。ブロック塀が壊 れる	50以上～80未満	滝のように降り、地下に水 が流れ込む。土石流が起 こりやすい
30以上	屋根が飛ばされる。木造 住宅の全壊が始まる	80以上	大規模な災害が発生する 恐れが強い。厳重な警戒 が必要



### ③ 大雨情報をキャッチしたらこんな安全対策をしよう

- 停電に備えて懐中電灯やトランジスタラジオの用意を。
- 非常持出品を準備しておく。
- 外出からは早く帰宅し、勤務先の家族などと連絡をとり、非常時に備える。
- 浸水に備えて家財道具は安全な場所へ。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 危険な土地ではいつでも避難できる準備態勢を。
- 風に備え、雨戸や屋根の補強、飛ばされそうなものは屋内に移動するか固定するなど、家のまわりの保全を。



## 台風災害

### <風水害の避難行動はここに注意！>

- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、直ちに近くの避難所へ避難しよう。その他の方も、非常持出品を準備するなど、避難の準備を始めよう。
- 避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合、直ちに近くの避難所へ避難しよう。ただし、避難所へ避難するのに十分な時間がない場合は、堤防から離れた、近くの安全な建物の2階以上に避難しよう。
- 避難の際は、浸水区域内の通行を避けるなど、安全な避難経路を選択し、避難しよう。
- 夜間に避難する際は、避難の支障となる状況(道路の冠水等)が判断しにくいいため、安全を最優先とした避難経路や避難先の選択をしよう。
- 真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動の選択をしよう。
- 避難する際は、できるだけ隣近所の方にも声をかけて避難しよう。



## (4) 土砂災害を防ぐために

### ① 台風、大雨、地震によって起こる土砂災害に気をつけよう

土砂災害の危険箇所指定された区域は、台風や集中豪雨・地震によって大きな被害を受けることが考えられます。大田市防災ハザードマップ<sup>※1</sup>等により、自分の家が土砂災害の恐れがあるかどうか確認しておこう。

一般的に、1時間に20ミリ以上、又は降り始めから100ミリ以上の雨が続いたら、がけ崩れ等の危険性が高くなるといわれます。また、土砂災害は、雨がやんでからも発生することがありますので油断しないようにしましょう。

土砂災害については、事前に「土砂災害警戒情報」<sup>※2</sup>が発令されます。特に土砂災害危険区域に住む人は「土砂災害危険度情報」<sup>※3</sup>などの警戒情報に注意して、早期に安全な場所に避難するよう心がけましょう。

※1 大田市防災ハザードマップ: 土砂災害危険箇所や避難情報などの各種情報を分かりやすく示した図面

※2 「土砂災害警戒情報」: 土砂災害発生の恐れがあり、避難行動を開始する目安となる防災情報で、松江気象台と島根県が共同で発表するもの。

※3 「土砂災害危険度情報」: 「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、気象台から提供された予測雨量などにに基づき、土砂災害の危険度を4段階のレベルで表示します。

島根県ホームページ及び携帯電話で公開されます。

土砂災害危険度情報	避難の目安	状況
レベル 1	避難の準備	3時間以内に基準値を超えるおそれがあります。
レベル 2	避難を開始	2時間以内に基準値を超えるおそれがあります。「土砂災害警戒情報」が発表されます。
レベル 3	避難を完了	1時間以内に基準値を超えるおそれがあります。
レベル 4	まだならすぐ避難	すでに基準値を超えている状況。いつ土砂災害が発生してもおかしくありません。

### ② こんな土砂災害に注意しましょう

#### ●地すべり

粘土などのすべりやすい層を境に、その上の土がそっくり動きだす現象。

<前ぶれ>

- ・地面にひび割れができる。
- ・地面の一部が陥没したりする。
- ・沢や井戸の水が濁る。
- ・がけや斜面から水が噴き出す。

#### ●斜面崩壊

がけ崩れ、山崩れなど。突発的かつ急速におこることが多いのが特徴。

<前ぶれ>

- ・小石がバラバラと落ちてくる。
- ・がけから水が湧いてくる。
- ・がけにひび割れができる。

#### ●土石流

土石と水が一体となって流れ落ちる現象。昔から「山津波」「鉄砲水」と言われています。

<前ぶれ>

- ・山鳴りや木立の裂けるような音、ドンといった音がする。
- ・雨が降り続けているのに、川の水が急に減り始める。
- ・川の水が濁ったり、流木が流れてくる。



③ こんな場所は注意しよう

○扇状地

山間部の集中豪雨からの土石流に要注意。早めに避難の準備をしよう。

○造成地

地盤がゆるみ崩れる危険があります。水抜き穴から濁り水が出始めたら要注意です。

○山岳地帯

集中豪雨や地震による山崩れに用心しよう。特に木の少ない山間部は土石流に対する警戒が必要です。

○河川敷

河川敷や河川の流域は、洪水についての対策もあわせ備えておく必要があります。

## 土砂災害

<土砂災害の避難行動はここに注意！>

- 避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合、高齢者の方など、避難に時間がかかる方は、直ちに近くの避難所へ避難しよう。その他の方も、非常持出品を準備するなど、避難の準備を始めよう。
- 避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合、直ちに近くの避難所へ避難しよう。ただし、避難所へ避難するのに十分な時間がない場合や避難経路に危険な箇所がある場合は、すぐ近くの安全な場所へ避難するか、斜面等からできるだけ離れておこう。
- 避難の際は、他の土砂災害危険区域内の通行を避けるなど、安全な避難経路を選択し、避難しよう。
- 夜間に避難する際には、避難の支障となる状況(道路の寸断等)が判断しにくいいため、安全を最優先とした避難経路や避難先を選択しよう。
- 真に切迫した状況の場合は、生命を守る最低限の行動を選択しよう。

## 2. 我が家の防災点検シート

### (1) 災害に備え、備品を準備しましょう

#### ●非常時持出品チェックリスト

非常時持出品は、災害時に避難する際に、まず最初に持ち出すべきものです。

<input type="checkbox"/> 非常食	<input type="checkbox"/> ライター(マッチ)
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> ナイフ・缶きり・栓抜き
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ(予備の電池)	<input type="checkbox"/> ティッシュ
<input type="checkbox"/> 懐中電灯(予備の電池・電球)	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> ビニール袋
<input type="checkbox"/> 救急医薬品	<input type="checkbox"/> 上着・下着
<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 軍手
<input type="checkbox"/> 貴重品(預金通帳・印鑑・権利証書等)	<input type="checkbox"/> 雨具(合羽)
<input type="checkbox"/> 現金	<input type="checkbox"/> 筆記用具
<input type="checkbox"/> 健康保険証又はそのコピー	<input type="checkbox"/> 生理用品 ※女性
<input type="checkbox"/> 身分証明書(免許証等)	<input type="checkbox"/>

#### ●非常時備蓄品チェックリスト

非常時持出品は、災害復旧までの数日間(最低3日分)を生活できるよう準備しておくものです。

<input type="checkbox"/> 水(1人あたり1日1リットル)	<input type="checkbox"/> 簡易食器(わりばし・紙皿・紙コップ等)
<input type="checkbox"/> 食品(缶詰・レトルト食品・ドライフーズ)	<input type="checkbox"/> ラップ・アルミホイル
<input type="checkbox"/> 食品(調味料・スープ等)	<input type="checkbox"/> ティッシュ・トイレトペーパー
<input type="checkbox"/> 食品(チョコレート・あめ・クラッカーなど)	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ
<input type="checkbox"/> 水運搬容器(ポリタンク等)	<input type="checkbox"/> 予備のめがね
<input type="checkbox"/> 燃料(卓上コンロ・予備ガスボンベ・固形燃料・灯油)	<input type="checkbox"/> 工具類(ロープ・スコップ・ハール等)
<input type="checkbox"/> 毛布・タオルケット・寝袋	<input type="checkbox"/> ビニールシート
<input type="checkbox"/> 洗面用具	<input type="checkbox"/> なべ・やかん
<input type="checkbox"/> 電気を使わないストーブ	<input type="checkbox"/>

#### ●要配慮者がいる家庭の非常時持出品チェックリスト

高齢者、妊婦、子ども等の要配慮者がいる世帯は以下の備品も準備しましょう。

<input type="checkbox"/> 紙おむつ	<input type="checkbox"/> 哺乳ビン
<input type="checkbox"/> 補助具	<input type="checkbox"/> 離乳食
<input type="checkbox"/> 常備薬	<input type="checkbox"/> 粉ミルク
<input type="checkbox"/> 洗淨綿	<input type="checkbox"/> 流動食

## (2) 災害時に備える事前に家族と話し合っておきましょう

### ●災害時に備える事前対策チェックリスト①<一般編>

<input type="checkbox"/>	災害が起きた際、どのように行動するかを場面別に家族と相談してある。 (非常時の連絡方法・集合場所、役割分担、非常持ち出し用品の場所把握)
<input type="checkbox"/>	自分の住所や行動範囲の避難施設を把握してある。
<input type="checkbox"/>	避難用品は、家族の構成に合わせて用意している。
<input type="checkbox"/>	避難袋は手近な一定の所に置いている。
<input type="checkbox"/>	避難のとき、家にいない者へのメッセージの方法をきめている。
<input type="checkbox"/>	防災関係機関の広報などを正しく把握するため、近所と互いに確認しあうようにしている。
<input type="checkbox"/>	応急手当の方法がわかる
<input type="checkbox"/>	外出や旅行など家族が離れているときの安否確認方法を決めている。

### ●災害時に備える事前対策チェックリスト②<地震・津波災害編>

#### ◇家屋の耐震、転倒・落下・飛散防止に備える

<input type="checkbox"/>	耐震診断(特に木造家屋)を受け、わが家の様子を知っている。
<input type="checkbox"/>	重い物、角の鋭い物などを上方に置かないようにしている。
<input type="checkbox"/>	就寝場所に家具が倒れてこないように配置する。
<input type="checkbox"/>	転倒防止金具等をつかって家具を固定している。
<input type="checkbox"/>	屋根瓦や家屋付属物の安全は確認している。
<input type="checkbox"/>	ブロック塀など塀の安全は確認している。
<input type="checkbox"/>	地震災害時の安全な避難場所を把握している。

#### ◇初期消火に備える

<input type="checkbox"/>	消火器を用意している。また、目につく所に取り出しやすく置いている。
<input type="checkbox"/>	家族みんな、消火器の使い方を知っている。
<input type="checkbox"/>	火事を見つけた時、まず大声であたりに知らせることにしている。
<input type="checkbox"/>	近所の火事の際の119への通報や消火活動の心構えを十分している。

#### ◇津波に備える

<input type="checkbox"/>	海沿いなので津波の警戒は十分にしている。
<input type="checkbox"/>	地形上、被害を逃れる退避態勢はいつもできている。
<input type="checkbox"/>	津波の際の安全な避難場所を確認している。

### ●災害時に備える事前対策チェックリスト③<風水害編>

#### ◇災害情報を入手し、台風・大雨による吹き飛ばし、浸水を防止する

<input type="checkbox"/>	台風・大雨時には、テレビ・ラジオの気象情報を確認している。
<input type="checkbox"/>	わが家の付近の風水害・土砂災害等の危険箇所を把握している。
<input type="checkbox"/>	危険区域の人は水害予防などについて近隣の協力には積極的に参加している。
<input type="checkbox"/>	床上浸水などの対応や処置については心得ている。
<input type="checkbox"/>	風水害時の安全な避難場所を把握している。


### (3) 災害時の連絡方法を知っておきましょう

災害時は一般の電話がつながりにくくなります。安否の確認などには、NTTの災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板などのサービスを活用しましょう。

#### ●災害用伝言ダイヤル「171」の使用方法

1 7 1

- 伝言を録音するときは 1 → 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
  - 伝言を吹き込む
- ※被災地の人は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の人の電話番号を市外局番から入力
- 伝言を再生するときは 2 → 0 0 0 - 0 0 0 - 0 0 0 0
  - 伝言を聞く



#### ●携帯電話災害用伝言板の使用方法

各社のトップメニューから「災害用伝言板」を開く

- 伝言を登録する場合 → 「登録」を選択して伝言を入力する
- 伝言を確認する場合 → 「確認」を選択し、被災地の人の携帯電話番号を入力して伝言を見る

### (4) 避難行動要支援者に対する対策をしておきましょう

突如の災害に見舞われたとき、大きな被害を受けやすいのは、高齢者や子ども、障がい者、傷病者、外国人などの何らかの手助けが必要な人(要配慮者)です。

こうした要配慮者のうち、自ら避難することが困難等、特に支援が必要な方(避難行動要支援者)を災害から守るために、地域で協力しあいながら支援していきましょう。

### (5) 被災した際の支援制度を把握しておきましょう

災害時に被災した際、さまざまな被災者への支援制度があります。各種制度について、事前に理解しておきましょう。

<p>①被災者に対する支援制度をどのように活用するのか？</p> <p>災害後に被災者に対して支援する制度があり、有効に活用していくために情報を把握しておく必要があります。</p>	<p>「災害時被災者支援制度一覧表」(P.15)の活用</p> <p>資料をもとに活用できる被災者支援制度がわかるようにしておきましょう。</p>
<p>②支援制度を受けるために必要な証明を発行するためには？</p> <p>被災者に対して支援する制度を申請するためには、り災状況を証明するための手続きが必要です。</p>	<p>「り災証明交付申請書」(P.17)、「被災証明交付申請書」(P.18)の作成</p> <p>被災者支援を受けるために必要なり災証明書の交付を受けるため「り災証明書交付申請書」を作成しましょう。</p> <p>また、災害により被害を受けたことの証明として「被災証明書」があります。必要に応じて申請しましょう。</p>

災害時被災者支援制度一覧表

区分	チェック	支援制度	支援制度の内容	問合せ先
生活福祉	<input type="checkbox"/>	被災者生活再建支援金支給	住宅が全壊または全壊に準ずる被害を受けた世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。 【支給限度額及び対象経費】 生活関係経費100万円、住居関係経費200万円、合計300万円を上限とする。 【生活関係経費】 生活に必要な物品の購入費または修理費、住居移転費または交通費 【住居関係経費】 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費、住宅の解体(除去)・撤去・整地費、住宅の建設、購入のための借入金等の利息等 ※ 但し、被災者の年収・年齢等による制限や支給率の減額があります。	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害弔慰金の支給	災害により死亡した市民の遺族に対し弔慰金を支給します。 【対象となる災害の規模等】 ①県内に災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害 ②1つの市町村において5世帯以上の住宅が滅失した災害 ③上記と同等と認められ特別の事情がある場合で厚生労働大臣が認めたもの ※ 大田市で災害救助法が適用される災害の規模 ○大田市の住家滅失世帯数60世帯以上 ○住家滅失世帯数が市内で30世帯以上かつ県内で1,000世帯 ○その他特別な場合 【支給額等】 死亡者が主たる生計維持者 500万円 死亡者が上記以外の者 250万円	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に見舞金を支給します。 【対象となる災害の規模等】 災害弔慰金の要件と同様 【支給額等】 当該障害者が主たる生計維持者 250万円 当該障害者が上記以外の者 125万円	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	災害援護資金の貸付け	災害により世帯主が負傷又は住居・家財に被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付けを行います。 【対象となる要件等】 災害救助法が適用された場合 【貸付け額等】 貸付け最高額 350万円 <償還期間>10年 <据置期間>3年間無利子 <据置期間経過後>年率3%	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	市税の徴収の猶予	財産が災害にあい、税金を納付することができないと認められる場合に、市税の徴収を猶予します。(1年以内) 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するものに限ります。	税務課 徴収係
<input type="checkbox"/>	固定資産税の減免	①家屋：家屋価格の2/10以上の被害を受けた場合 ②土地：災害により土地の形状変化が著しいもの ③償却資産に被害を受けた場合 ①②の場合、被害程度に応じて4/10から全部の割合を減免します。③の場合、被害の程度によります。 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するものに限ります。	税務課 資産税係	



区分	チェック	支援制度	支援制度の内容	問合せ先
生活福祉	<input type="checkbox"/>	市民税の減免	住宅または家財について受けた損害金額が(保険金などにより補てんされる金額を除く)が、その住宅または家財の価格の3/10以上で、かつ前年中の合計所得が1,000万円以下の場合、被害程度・所得に応じて1/8～全部の割合を減免します。 但し、被害を受けた日以降に納期限が到来するもので当該年度分に限りません。	税務課 市民税係
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険料の減免・徴収猶予	災害により受けた損害額(保険金等によって補てんされた金額を除きます)が財産価格の30/100以上であり、世帯主及び世帯主と生計を一にしておられる方の前年の合計所得金額が1千万円以下の場合に、損害程度に応じて保険料を減免します。 徴収猶予については、納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内に限り適用します。 ただし、被害を受けた日以降に納期限が到来するもので当該年度分に限りません。	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	一部負担金の減免・支払猶予	被災等により世帯主が著しい損害を受け生活が著しく困難となった場合に、申請により医療機関等に支払う一部負担金の減額等の証明を行います。	市民課 保険年金係
	<input type="checkbox"/>	介護保険料の減免・徴収猶予	被災により、納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付できないと認められる場合は、6ヶ月以内の期間で保険料の徴収を猶予します。 被害の程度が甚大で、被保険者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、保険料を減額または免除します。	介護保険課
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス	障害福祉サービスを受けている人、または世帯の生計を主として維持する人が、災害によって住宅・家財等に著しい損害を受け、利用者負担額の支払いが困難な場合には、負担額を減免する制度があります。	地域福祉課
	<input type="checkbox"/>	認可保育所の保育料減免	災害で家屋に甚大な被害を受けた場合で、家屋の焼失・流失・倒壊等により生活の本拠を失い、生計の維持が著しく困難となった人を対象に保育料の減免等を実施します。	子育て支援課
	<input type="checkbox"/>	市立幼稚園の保育料減免	経済的事情に著しい変動があった場合に行います。	教育委員会総務課
住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の斡旋及び減免措置	土砂災害、豪雨災害等で住宅が使用できなくなった人に対して、市営住宅を提供します。 災害により著しい損害を受けたとき、家賃の減免または徴収の猶予をすることができます。	都市計画課
教育	<input type="checkbox"/>	小・中学校就学援助制度	経済的に就学が困難になった児童・生徒に学用品費、給食費、学校病医療費などを援助します。	教育委員会総務課
中小企業	<input type="checkbox"/>	災害復旧資金	<p>【融資対象者】</p> <p>①直接被害者 災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害)により、直接被害をうけてた中小企業者又は組合</p> <p>②間接被害者 ①以外の中小企業者又は組合であって、災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けたもの</p> <p>【資金使途】 設備資金及び運転資金</p> <p>【融資限度額】 設備 5,000万円 運転 3,000万円 災害復旧のための経費の範囲内</p> <p>【融資年率】年1.65% 【融資期間】12年以内</p> <p>【保証人】法人1人以上 個人 原則不要</p> <p>【担保の要否】原則不要</p> <p>【信用保証】 要(鳥根県信用保証協会所定の保証料率)</p> <p>【申込先】各商工会議所・各商工会等 【融資枠】3億円</p> <p>【証明】市長の被災証明が原則必要。間接被害等の事由で市長が証明できないものは、商工会議所又は商工会による確認が必要。</p>	産業企画課



(宛先)

大田市長

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者	住所	郵便番号		
	フリガナ	電話( ) -		
	氏名	㊟	り災者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の親族 <input type="checkbox"/> その他( )

り災者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ (同じ場合、り災者欄の記載は不要です。)			
	住所	郵便番号		
	フリガナ	電話( ) -		
	氏名	㊟		

り災日時	年 月 日 時 分頃		
り災原因	<input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他( )		
り災物件の所在地等	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> り災者住所に同じ <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 住家(住宅) <input type="checkbox"/> 非住家(倉庫・蔵・車庫など)	
り災物件の所有状況等	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家・アパート(借りている方)(アパート名: ) (所有者住所: ) (所有者氏名: ) <input type="checkbox"/> 貸家・アパート(貸している方)(アパート名: ) <input type="checkbox"/> マンション(マンション名: ) <input type="checkbox"/> その他( )		
り災物件の被害状況			
		※ 調査番号	

- (注) 1 「申請者」と「り災者」が異なる場合には、「り災者」の署名捺印により申請者にり災証明の交付に係る権限を委任したものとみなします。  
 2 住家について「り災物件」の所在地と住民票の住所が違う場合は、居住が確認できる書類を提出していただく場合があります。  
 ※ご申請いただいた内容は、適切に管理し、り災状況の調査及び被災者支援に係る事務に限り、本市関係各課において使用します。

事務欄

被災証明書交付申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者 (被災者名)	住所	〒 ー 大田市 町
	フリガナ	
	氏名	⑧
	電話番号	( ) ー
使用目的	<input type="checkbox"/> 保険給付金・災害見舞金の請求のため <input type="checkbox"/> その他( )	

下記のとおり、被災したことを証明願います。

記

被災日時	年 月 日 時 分頃
被災の原因	<input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 風 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( )
被災場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ( 大田市 町 )
被災状況	
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災したことが分かる写真 <input type="checkbox"/> 被災場所の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ( )

【以下、市記入欄】

被災証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大田市長

### 3. 避難行動の手引き

#### (1) 緊急時の避難情報を確認しよう

災害時に最も大切なのは早期の避難情報と確実な避難行動です。大田市では、緊急時に速やかに避難行動がとれるよう、以下の避難情報を発令します。



#### 避難勧告等一覧表

区 分	内 容	住民がとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難するのに時間を要する高齢者や障がいのある方などが、速やかに避難行動を開始するように勧め、促すための情報。又、それ以外の方は、避難の準備を勧め、促す情報	<p>&lt;高齢者や障がい者の方へ&gt; 速やかに指定された避難所等への避難行動を開始する。</p> <p>&lt;上記以外の方へ&gt; 家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難の準備を開始する。</p>
避難勧告	通常の避難行動ができる方が、避難行動を開始するように勧め、促すための情報	通常の避難行動ができる方は、指定された避難場所等への避難行動を開始する。
避難指示 (緊急)	人的被害が発生する危険性が非常に高い状況で、緊急に避難するよう命令的に指示する情報	<p>避難勧告等の発令後で、避難中の方は、避難行動を直ちに完了する。</p> <p>まだ避難していない方は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限度の対応をする。</p>

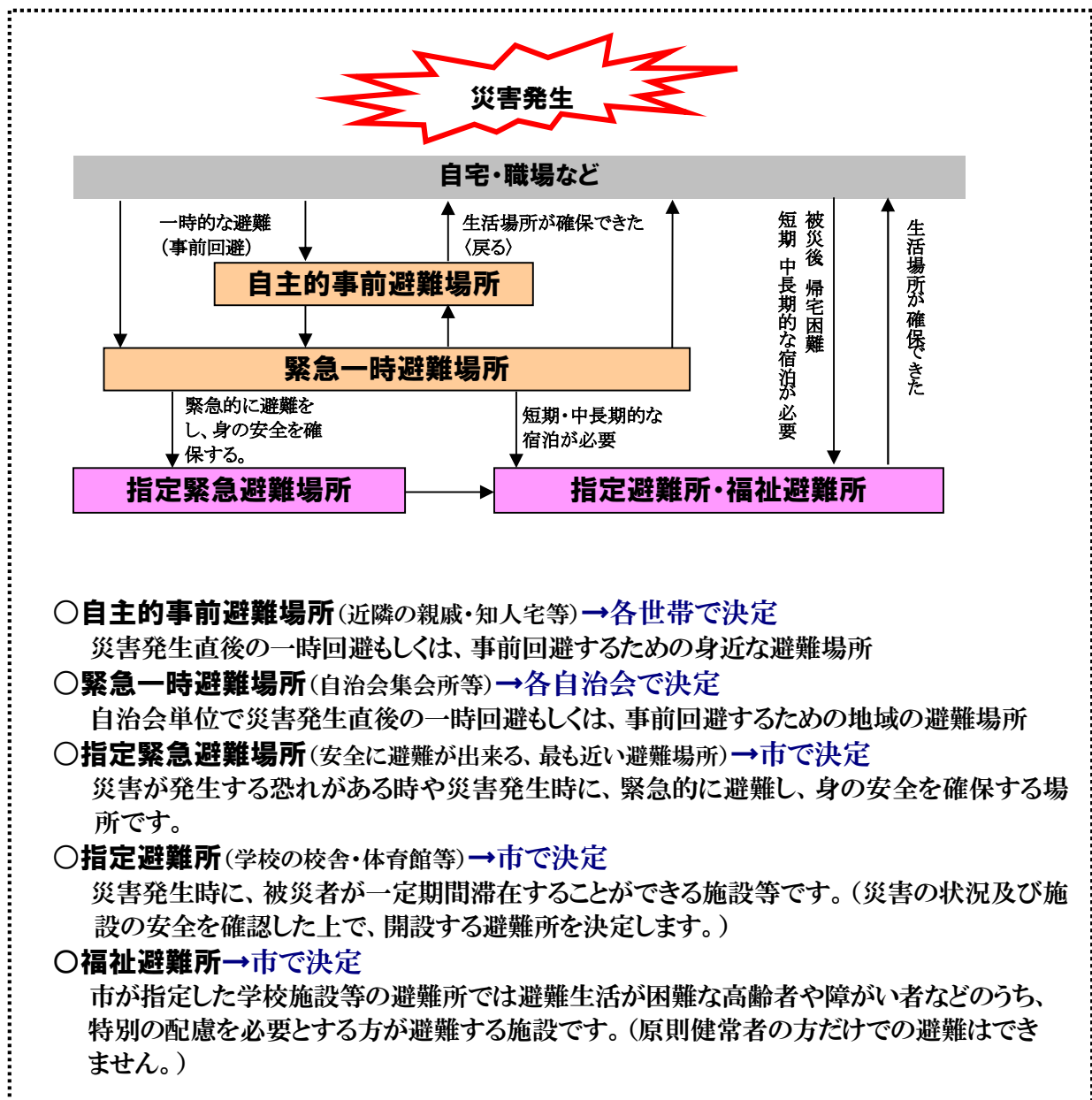
## (2) 自分たちの避難場所を確認しよう

災害発生時等に、まず迅速に災害から逃れ、避難するために、地域の身近なエリアで安全な避難所を各世帯や各自治会で話し合い、決めておきましょう。

なお、避難所には災害特性と災害発生から長期化する場合の時系列によって適正な避難所を選ぶ必要があります。



### <避難所の種類と流れ>



- **自主的事前避難場所** (近隣の親戚・知人宅等) → **各世帯で決定**  
災害発生直後の一時回避もしくは、事前回避するための身近な避難場所
- **緊急一時避難場所** (自治会集会所等) → **各自治会で決定**  
自治会単位で災害発生直後の一時回避もしくは、事前回避するための地域の避難場所
- **指定緊急避難場所** (安全に避難が出来る、最も近い避難場所) → **市で決定**  
災害が発生する恐れがある時や災害発生時に、緊急的に避難し、身の安全を確保する場所です。
- **指定避難所** (学校の校舎・体育館等) → **市で決定**  
災害発生時に、被災者が一定期間滞在することができる施設等です。(災害の状況及び施設の安全を確認した上で、開設する避難所を決定します。)
- **福祉避難所** → **市で決定**  
市が指定した学校施設等の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者などのうち、特別の配慮を必要とする方が避難する施設です。(原則健常者の方だけでの避難はできません。)

### (3) 災害別に自主的事前避難場所・緊急一時避難場所を確認しよう

#### ① 風水害

##### ＜避難場所を決めるにあたってのポイント＞

- 災害の危険が想定される区域は避けること。  
土砂災害警戒区域や浸水想定区域、浸水実績区域以外の場所で土砂・洪水災害の危険性のない場所に避難しましょう。
- 夜間などの災害直後でも緊急に避難できる範囲であること。

	区 分	想定場所	この地区の避難場所は？
土砂災害避難場所	自主的事前避難場所	近隣の親戚・知人等	(世帯で決定)
	緊急一時避難場所	自治会集会所等(適所不在時、他の区域検討)	(自治会で決定)
洪水災害避難場所	自主的事前避難場所	近隣の親戚・知人等	(世帯で決定)
	緊急一時避難場所	自治会集会所等(適所不在時、他の区域検討)	(自治会で決定)

#### ② 地震災害

##### ＜避難場所を決めるにあたってのポイント＞

- 地震災害の避難場所は、発生後の安全を確保する緊急一時避難場所を決めること。
- 地震の避難場所は、原則建物外の空き地とすること。  
建物内の避難場所に避難する場合はその安全性を確認後に避難すること。

	区 分	想定場所	この地区の避難場所は？
地震災害避難場所	緊急一時避難場所	自治会内の空き地・駐車場等(適所不在時、他の区域検討)	(自治会で決定)

### ③ 津波災害

#### ＜避難場所を決めるにあたってのポイント＞

- 津波災害の避難場所は、発生が予想される海岸部を中心に、発生後の安全を確保する緊急一時避難場所を決めること。
- 津波災害を避けるために必要とされる、津波浸水想定区域外の高所とすること。

	区 分	想定場所	この地区の避難場所は？
津波災害 避難場所	緊急一時避難場所	海岸部の津波浸水想定区域外の高所及び公共施設	(自治会で決定)

#### 《避難場所一覧表：( )地区》

土砂災害 避難場所	自主的事前避難場所	緊急一時避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
	(世帯で決定)	(自治会で決定)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)
洪水災害 避難場所	自主的事前避難場所	緊急一時避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
	(世帯で決定)	(自治会で決定)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)
地震災害 避難場所		緊急一時避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
		(自治会で決定)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)
津波災害 避難場所		緊急一時避難場所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所
		(自治会で決定)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)	(市の指定箇所)